

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成24年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分	H 2 4	H 2 3	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	12.3%	13.1%	25.00%	35.00%
	将来負担比率	90.0%	99.2%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分	H 2 4	H 2 3	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

（平成25年10月から手当月額が変更になります）

★児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童（18歳の年度末。ただし、心身に障害がある場合は20歳未満まで）の父又は母、父又は母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

★特別児童扶養手当とは

身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

平成25年10月以降の手当月額について

平成24年11月に成立した法律（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律）で、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。本来の手当月額との差が1.7%ある為、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に解消することとなりました。平成25年10月から平成26年3月までの手当月額は下記のとおりです。

		平成25年4月～9月（月額）	平成25年10月～平成26年3月（月額）
児童扶養手当	全部支給	41,430円	41,140円
	一部支給	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円
	2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円		
扶養特別児童手当	1級	50,400円	50,050円
	2級	33,570円	33,330円

【お問い合わせ先】 藤里町町民課町民福祉係 ☎ 79-2113